

一般財団法人さっぽろ産業振興財団(インタークロス・クリエイティブ・センター)
コンテンツ活用促進事業費補助金 公募要項

1 目的

道内の中小企業者等が自社の経営課題の解決に向けた取り組みにおいて、コンテンツ等の活用を行うために発生する費用の一部を補助することにより、札幌市内のコンテンツ関連市場の拡大、市内クリエイター等と道内中小企業者等との連携促進を図り、市内クリエイター等及び道内中小企業者等の競争力及び成長性を高め、本市経済の活性化に寄与することを目的としております。

*「コンテンツ等」とは、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成 16 年法律第 81 号）第 2 条第 1 項に掲げるもののほか、意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に定めるものをいう。

2 補助対象事業

補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者（4項を参照のこと）が自社の経営課題を解決する（新規商品やサービス等の開発、既存商品やサービス等の高付加価値化、販路の拡大、業務効率化を図るための自社業務の改善、ブランディング等）ために、市内クリエイター等と連携し、新たにコンテンツ等の活用を行うという取り組みであり、他の企業にとって参考となるコンテンツ等活用のモデルケース（先進的な知的財産活用事例等）になりうると財団が認めた取り組みとします。

なお、社会常識上及び倫理上好ましくない事業（公序良俗に反する、犯罪的行為もしくはそれに結び付くまたは引き起こす、など）については対象となりません。

3 補助対象者

この公募に応募できる者（以下「補助対象者」という。）は、市内クリエイター等と連携して補助対象事業を行う、道内中小企業者（個人を含む）及びその他の法人とします。

ただし、コンテンツ等の事業を主たる事業として営む中小企業者及びその他法人は除きます。ならびに、社会常識上及び倫理上好ましくない事業（公序良俗に反する、犯罪的行為もしくはそれに結び付くまたは引き起こす、など）を行っている者は除きます。

① 道内中小企業者とは

市内クリエイター等（注1）を除いた、北海道内に本社を有する中小企業者（注2）をいう。

ただし、発行済株式の総数又は出資金額の 2 分の 1 以上を同一の大企業（中小企業者以外の企業）が所有している中小企業者、発行済株式の総数又は出資金額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業者及び大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者を除く。

（注1）市内クリエイター等とは

札幌市内に本社を有するコンテンツ等の事業を営む中小企業者をいう。

ただし、発行済株式の総数又は出資金額の 2 分の 1 以上を同一の大企業（中小企業者以外の企業）が所有している中小企業者、発行済株式の総数又は出資金額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業者及び大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者を除く。

（注2）中小企業者とは

中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる会社（注3）

及び個人をいう。

なお、下記に記す事業については、補助対象者には含まれない。

- ・ 食事の提供を主目的としないキャバレー、ナイトクラブなどの飲食業
- ・ ゴルフ会員権売買業などの金融業
- ・ 保険媒介代理業及び保険サービス業などの保険業
- ・ 投機的取引を行っている土地ブローカーなどの不動産業
- ・ もっぱら個人の身元調査等を行う探偵業などの興信所
- ・ 風俗関連営業、パチンコホール、競輪・競馬等に係る事業などを行う娯楽業
- ・ モーターなどの旅館業
- ・ 特殊浴場のうち風俗関連営業を行う浴場業
- ・ 芸妓周旋を行う民間職業紹介業
- ・ その他（宗教団体、政治・経済・文化団体、非営利的団体（特定非営利活動法人を除く）、公務、集金業、取立業、学校法人など）

（注3）会社とは

株式会社（特例有限会社を含む）、合名会社、合資会社、合同会社及び土業法人をいう。
なお、土業法人とは、監査法人、特許業務法人、弁護士法人、税理士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人及び行政書士法人をいう。

② その他法人とは、以下に該当するものをいう。

- a. 北海道内に本社を有する、医療法人及び社会福祉法人並びに、医業または社会福祉事業を主たる事業とする財団法人または社団法人であって、常時使用する従業員の数が300人以下の法人をいう。
- b. 常時使用する従業員の数が300人（小売業を営む者にあつては50人、卸売業又はサービス業を営む者にあつては100人）以下の特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の規定による。）。

③ 補助対象者（当該企業、その他法人）は下記の要件を全て満たすこと

- a. 北海道内に本社があること
- b. 北海道内で引き続き1年以上同一事業を営んでいること。
- c. 市税を滞納していないこと。
- d. コンテンツ等の事業を営んでいないこと。
- e. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定による、札幌市における一般競争入札等の参加制限を受けていないこと。

④ 市内クリエイター等は下記の要件を全て満たすこと

- a. 札幌市内に本社があること
- b. 札幌市内で引き続き1年以上同一事業を営んでいること。
- c. 市税を滞納していないこと。
- d. コンテンツ等の事業を営んでいること。

4 補助対象経費

補助対象経費は、補助対象者が、補助対象事業の実施において、補助対象期間（7項を参照のこと）内に発生（契約、取得、支払がすべて完了）する下記に掲げる費用を、市内クリエイター等（4項を参照のこと）に対して支払う経費等であつて、必要かつ適当と認める経費とします。

業務委託費	■市内クリエイター等に支払う業務委託費 ただし、市内クリエイター等に対するコンテンツ等のデザインや制
-------	---

	<p>作費等の直接人件費が補助対象経費の75%以上であること。 [対象経費内訳]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接人件費（補助対象経費の75%以上） ・その他経費（謝金、旅費、運搬費、業務委託費、印刷費等の補助対象事業に必要な経費で補助対象経費全体の25%を超えない経費）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・上記のほか、理事長が必要かつ適当と認める経費

※補助対象経費にかかる注意事項

- ① 上記に掲げた経費のうち、消費税及び地方消費税相当分については補助対象経費から除外する。
- ② 以下に掲げる経費については補助対象経費から除外する。
 - ・補助対象事業の実施に伴い発生する土地・建物の購入及び借上等にかかる経費並びに、土木・建築等設備工事が発生する際の経費
 - ・消耗品、広告宣伝にかかる費用等において、既存事業部門との区分不可能な共通の経費
 - ・食糧費、接待費等の個人消費的経費
 - ・財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合も含む。）の経費

5 補助金額等

- (1) 補助額 100万円以内（円未満切り捨て）
- (2) 補助率 補助対象経費の2分の1以内
- (3) 採択案件 予算の範囲内（300万円以内）で交付する

6 補助対象期間

補助金交付決定通知日から令和2年3月6日（金）までに終了するものとします。

なお、補助対象経費は補助金の交付決定を受けた経費に限ります。

また、補助対象期間内に、市内クリエイター等に対する経費の支払が完了していることが条件となります。

（補助対象事業の完了後に、事業完了報告書、事業実績報告書、支払を証する証拠書類等の必要書類を提出することが条件です。提出期限は、事業完了後30日以内か令和2年3月13日（金）のいずれか早い日となります。）

7 応募書類の提出について

(1) 補助金交付申請に係る提出書類

- ・補助金交付申請書 様式1
- ・事業計画書 様式2-1
- ・事業実施におけるスケジュール 様式2-2
- ・経費明細書 様式2-3

【注】経費明細書には、経費の確証となる市内クリエイター等が発行する事業企画書（提案書）とその見積書を添付する必要があります。（フォーマットは自由）

※市内クリエイター等が発行する事業企画書（提案書）には、企画内容を裏付ける資料を添付すること。（デザイン案、脚本・絵コンテ案、サイトマップ案等）

※市内クリエイター等が発行する見積書は、一式見積もりではなく、企画書で提案している事業の中でどのような役割を担うものか（何のために使うのか）が判別できるものとします。

- 市内クリエイター等の企業概要 様式2-4
様式2-4に加えて、下記書類を添付すること。
市内クリエイター等の法人市民税（個人の場合は市民税）の納税証明（発行後3ヶ月以内のもの）
市内クリエイター等の実績がわかる資料等
- 企業概要 様式3
- 企業の履歴事項全部証明書（発行後3ヶ月以内のもの）、定款、パンフレットなど
- 直近年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書、販売管理費内訳、原価報告書及び利益処分案）の写し
- 法人市民税の納税証明（発行後3ヶ月以内のもの）
- 応募書類は原本の提出に加えて、下記書類をCD-Rに記録した電子データをあわせて提出すること。
＜電子データ提出対象書類＞
様式1（印影は不要）／様式2-1／様式2-2／様式2-3／様式2-4／様式3

(2) 補助金交付申請書の提出期限
令和元年8月30日（金） 17:00 必着

8 審査

補助金交付の決定にあたっては、当財団の要件審査を経て、当財団が組織する審査委員会にて、下記の観点をお案し、決定いたします。ただし、応募状況に応じて、変更になる場合もあります。

なお、面接によるヒアリングは、令和元年9月中旬に実施する予定です。面接には、申請者である中小企業と連携するクリエイターの双方でお越しく下さい。場所・時間帯につきましては、令和元年8月30日以降、順次連絡いたします。補助金の交付決定通知は、令和元年9月下旬の予定です。

審査及び審査結果に関するご質問、お問い合わせ等については応じません。

＜審査観点＞（重みづけ）

- (1) 事業の背景、自社の現状・課題が明確であるか。(×1)
- (2) 経営課題に対する事業内容（コンテンツ）が適切であるか。(×3)
- (3) クリエイターの実績が事業遂行において有効であるか。(×1)
- (4) 実施スケジュールが妥当であり、事業予定期間内に完成する可能性が高いか。(×0.5)
- (5) 事業実施のための予算等が確保されており、事業の実現可能性が高いか。(×0.5)
- (6) 事業成果が、その企業や企業グループの今後の継続的な発展に資すると認められるか。(×1)
- (7) 本補助事業の目的に合致し、他の企業のモデルケースとなりうる先進的な取り組みであるか。(×3)

9 交付

補助金の交付は、原則精算払いとなります。事業完了後に「事業完了報告書」、「事業実績報告書」及び精算に必要な書類等を提出していただき、実施結果を検査等による確認の上、最終的な補助金額を確定します。

（事業完了報告書、事業実績報告書は補助金の交付決定後、補助事業者に対して別途送付いたします。なお、本報告書様式は、「コンテンツ活用促進事業費補助金交付要綱」の定めるところによります。）

精算の際には、補助対象経費に関する市内クリエイター等が発行する見積書、申請者から市内クリエイター等への発注書（或いは両者間で取り交わした契約書）、市内クリエイター等からの申請者への納品書及び請求書、申請者が市内クリエイター等に対して費用を支払っ

た確証（振込依頼書／預金通帳／市内クリエイター等が発行する領収書）等の経理書類の添付（写し）が条件になります。

11 注意事項

（1）情報の公開

補助金の交付を決定した補助対象事業については、原則として、申請者名、事業名、事業の概要等を一般に公表します。

（2）事業終了後の報告義務

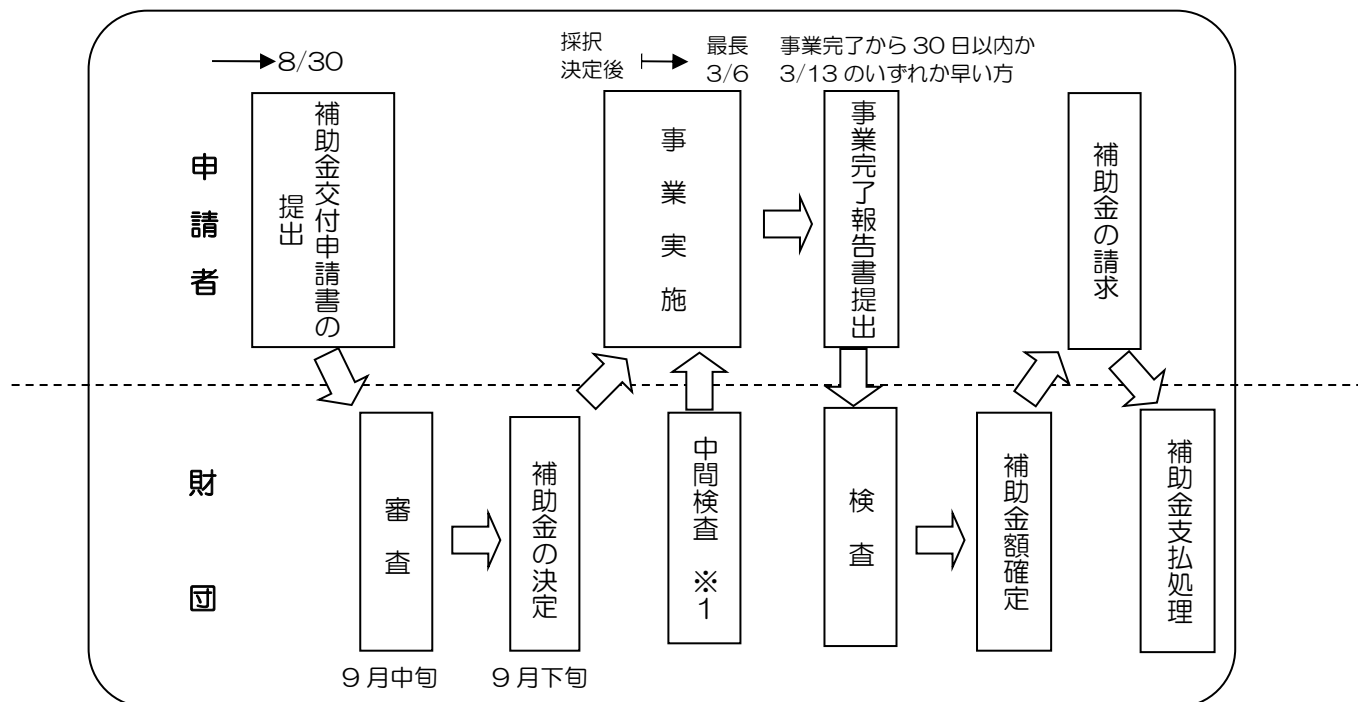
補助金の交付を決定した補助対象事業については、翌年度から3年間、コンテンツ活用の状況とその後の事業状態の変化についてヒアリングをさせていただきます。

（3）財団主催事業への協力

採択された補助対象事業については、財団が主催する成果普及等の事業（事業報告会、各産業分野に対するコンテンツ活用の普及啓蒙セミナー等）を実施する際に協力（実施報告及びセミナー講師等）させていただきます。

また、インタークロス・クリエイティブ・センター（ICC）のプロジェクトメンバー登録を行っていただきます。

12 本補助金に関する流れ



※1：実施状況に応じて、事業実施期間内に検査を行う場合があります。

13 その他

- 申請書類の様式は以下のホームページからダウンロードできます。
<https://www.icc-jp.com/ja/>
- 応募資格・要件その他については、「コンテンツ活用促進事業費補助金交付要綱」の定めるところによります。
- 国・道など、他の助成制度（補助金、委託費）等による財政的支援を受けている事業（予定を含む）については、交付申請を行うことはできません。
- 申請書及び添付書類は返却しませんのでご了承ください。
- 申請書類の取り扱いは厳重に行います。
- 審査及び審査結果に関するご質問、お問い合わせ等については応じません。

14 応募・問い合わせ先

一般財団法人さっぽろ産業振興財団 情報IT・クリエイティブ産業振興部
札幌市白石区東札幌5条1丁目1番1号
インタークロス・クリエイティブ・センター（ICC）事務局
TEL：011-817-8911（平日 9:00-17:00）
FAX：011-817-8912
Email：info@icc-jp.com

以上